

議案第 2 号

君津市学校給食費の管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

君津市学校給食費の管理に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和 4 年 1 1 月 1 1 日 提出

君津市長 石 井 宏 子

提案理由

コロナ禍における物価高騰の影響を受けている子育て世帯への支援を目的として、時限的な学校給食費無償化の期間を延長するため、君津市学校給食費の管理に関する条例（令和 3 年君津市条例第 1 号）の一部を改正しようとするものである。

君津市条例第 号

君津市学校給食費の管理に関する条例の一部を改正する条例

君津市学校給食費の管理に関する条例（令和3年君津市条例第1号）の一部を次のように改正する。

附則第3項（見出しを含む。）中「同年12月31日」を「令和5年3月31日」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

君津市学校給食費の管理に関する条例新旧対照表

改正案	現 行
<p>附 則 (令和4年9月1日から<u>令和5年3月31日</u>までの学校給食費の徴収に関する特例)</p> <p>3 令和4年9月1日から<u>令和5年3月31日</u>までの間に実施する学校給食に係る学校給食費については、第3条第1項の規定にかかわらず、第2条第3号に規定する児童又は生徒の保護者からは徴収しない。</p>	<p>附 則 (令和4年9月1日から<u>同年12月31日</u>までの学校給食費の徴収に関する特例)</p> <p>3 令和4年9月1日から<u>同年12月31日</u>までの間に実施する学校給食に係る学校給食費については、第3条第1項の規定にかかわらず、第2条第3号に規定する児童又は生徒の保護者からは徴収しない。</p>